

1. 病理専門医・口腔病理専門医資格の更新について

病理専門医・口腔病理専門医資格更新の本年度該当者には、学会事務局より必要書類を8月下旬に会員システムの郵送物送付先へ発送いたしました。更新該当者であるにもかかわらず、必要書類が送付されていない場合は、事務局までご連絡ください。ご自身が更新該当者であるかについては、会員システム(病理学会HPのトップページ左上)にログインの上、御確認ください。専門医資格が保留の方で、本年度に復帰の申請を希望される方は、日本病理学会事務局までご連絡下さい。必要書類を送付いたします。

提出締め切り：2021年10月31日(日)消印有効

※更新のご希望がない場合も、必ず事務局宛にご一報下さい。

2. 分子病理専門医資格の更新について

病理専門医資格更新の本年度該当者で、2021年4月1日付で分子病理専門医認定された方は、今年の秋が分子病理専門医の資格更新にあたります。該当者の提出物は「分子病理専門医更新申請書」のみで、「エキスパートパネル参加証明」「エキスパートパネルレポート」「分子病理専門医更新講習会(2022年1月以降開催予定)の参加証明」いずれも必要ありません。また「審査料」も不要です。

詳細は下記URLを参照の上、書類をご提出ください。

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/post-6.html>

申請期間：9月1日～10月31日(消印有効：厳守)

【注意】

- ・病理専門医の更新が認められない場合。分子病理専門医の更新も認められません。
- ・次回の更新時(5年後)は、上記URLの更新資格要件を満たし、提出書類のすべてが必要になりますのでご注意ください。
- ・更新のご希望がない場合も、必ず事務局宛にご一報下さい

3. 令和3年/2021年度 第2回分子病理専門医試験の申請について

9月1日より標記申請の受付を開始いたします。

1) 出願資格

- (1) 日本病理学会会員であること。

- (2) 出願時に病理専門医もしくは口腔病理専門医であること。
- (3) 日本病理学会主催のゲノム病理標準化講習会を受講していること。
- (4) 日本病理学会主催の分子病理専門医講習会を受講していること。
- (5) エキスパートパネルに参加していること。

2) 分子病理専門医試験出願書類

- (1) 分子病理専門医試験願書

(5×4 cm 写真1枚を指定箇所に貼付のこと)

※書式はHPよりダウンロード

- (2) ゲノム病理標準化講習会 受講修了証(写しでも可)
- (3) 分子病理専門医講習会 受講修了証(写しでも可)
- (4) エキスパートパネル参加証明書

(3回以上の参加が必要。写し不可)

※書式はHPよりダウンロード

- (5) 受験手数料の振込受領証のコピー

- 3) 出願期間：令和3年(2021年)9月1日より令和3年(2021年)9月30日まで(消印有効：厳守)

- 4) 受験手数料：40,000円

(資格審査料10,000円 試験料30,000円)。

申請時前納のこと(納付方法は注意事項③を参照)。

- 5) 試験実施日：令和3年(2021年)12月19日(日)

- 6) 試験会場：TOC有明 コンベンションホール

〒135-0063 東京都江東区有明3丁目5-7

- 7) 試験時間：

10時～11時30分 I型(選択問題：マークシート)

13時～15時 II型(記述問題)

- 8) 資格認定料：10,000円

※合格者には後日請求いたします

- 9) 認定証交付日：令和4年(2022年)4月1日

- 10) 試験願書等書類送付先

(受付期間：2021年9月1日より9月30日)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5

聖堂前ビル7階

日本病理学会 分子病理専門医出願書類受付係 宛

TEL: 03-6206-9070

E-mail: jsp-admin@umin.ac.jp

※書類は折り曲げずに角2封筒に入れ、書留郵便・レターパック等、配達記録が残る形態でお送りください。

※到着状況は送り状番号等より各自でご確認ください。

病理学会からは到着連絡は致しませんので、送り状番号を必ずお控えください。

※病理学会事務局からの郵送物は、会員システムに登録の送付先へ送ります。

- 11) 第2回分子病理専門医試験当日の感染対策について
(下記 URL よりご確認ください)

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/20210702info.html>

- 12) 第2回分子病理専門医試験の新型コロナウイルス感染拡大の影響による辞退、欠席について
(下記 URL よりご確認ください)

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/mp20210713.html>

【分子病理専門医試験出願に関する注意事項】

書類不備の場合には出願が受理されないことがあります。出願に当たっては以下の点にご留意してください。

① 分子病理専門医試験願書

- (a) 「記載例」を参照してください。

https://www.pathology.or.jp/senmoni/mp_2021sample.pdf

(b) 貼付する写真は眼鏡をかけて受験する者は眼鏡をかけた状態で撮影し、5cm×4cm 大、最近3か月以内の半身・正面・脱帽のカラー写真としてください。

(c) 貼付する写真の裏には、必ず氏名を記入してください。

(d) 照合用に使用しますので願書の文字は、はっきりと記入してください(ワープロ等での記入推奨)。

② その他の提出書類について

(a) 受験結果にかかわらず、出願書類は一切返却いたしません。

(b) エキスパートパネル参加証明書は、必ず原本を提出してください。第2回以降の受験の場合には、直近の1年間の参加証明が必要になります。詳細は下記 URL よりご確認ください。

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/2021mp-info.html>

例：第2回 分子病理専門医試験受験の場合

2020年10月1日～2021年9月30日までの期間で3回以上の参加証明が必要。第3回以降も同様。

③ 受験手数料：

納入期間 2021年9月1日～2021年9月30日(厳守)

納入期間外のお振り込みは受付けません。

下記の口座に必ずご本人名義でお振込みください。

振込手数料は各自でご負担ください。

施設名でお振り込みの場合は、病理学会宛にメール(jsp-admin@umin.ac.jp)でご連絡ください。

【振込口座】みずほ銀行 本郷支店 普通 1153880

一般社団法人日本病理学会

【受験手数料】40,000円

※受験資格が認められなかった場合、試験料30,000円から振込手数料を差し引いた額を返金致します。

※ネットバンキングご利用の場合は振込完了の内容が分かるページを印刷して添付してください。

- ④ 分子病理専門医受験資格対象となるゲノム病理標準化講習会について

2018年度(2018年10月)以降に開催された日本病理学会主催の「ゲノム病理標準化講習会」が対象となります。東京大学主催のゲノム病理標準化センター講習会は対象となりませんのでご注意ください。提出時の間違いが多くなっておりますので今一度ご確認を宜しくお願い致します。

⑤ 口腔病理専門医のエキスパートパネル参加有効期間について

第2回分子病理専門医試験受験の際の有効期間は2021年4月23日～2021年9月30日になります

参照 HP :

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/2021mp-info.html>

4. 2020年分の剖検情報の登録について

現在、2020年(1月～12月)分の剖検情報の登録を受け付けています。

2020年分の提出締切は、2021年12月1日(水)23:59までです。以後、2020年分のデータの登録はできませんので、ご注意ください。NCDを通じて施設毎に登録をお願いします。

詳細は下記 URL よりご確認ください。

<http://www.ncd.or.jp/info/information/3610.html>

5. 第44回(令和3/2021年)日本病理学会認定施設および登録施設の認定申請について

申請を希望する施設は、2020年(1月～12月)の剖検データを、その施設として登録完了後、施設申請書類を以下参照の上、病理学会へ送付してください。(連携している施設とデータを一緒に登録することはできません)剖検データはNCDにて登録受付中です。登録されていない場合、申請は認定されません。登録開始前にNCDへ担当者を事前登録する必要があります。

詳細は以下よりご確認ください。

<http://www.ncd.or.jp/info/information/3610.html>

A: 日本病理学会「認定施設」の認定申請(新規)について

第44回(令和3/2021年)の認定審査のための申請を下記の通り受け付けます。

申請ご希望の施設は、書類をHPよりダウンロードの上、申請してください。

<https://www.pathology.or.jp/news/210825info.html>

申請には剖検例が剖検輯報に掲載されていることが必須条件です。

1) 申請に必要な書類

① 日本病理学会認定施設認定申請書 1通

② 認定施設認定申請書資料 1通

2) 申請書類提出先(郵送のみの受付)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階
日本病理学会事務局 認定施設申請受付係

TEL : 03-6206-9070

3) 申請締切: 2021年10月31日(日)消印有効

B: 日本病理学会「登録施設」の認定申請(新規)について

第44回(令和3/2021年)の登録施設確認を行うにあたり、下記により確認申請を受け付けます。

申請ご希望の施設は、書類をHPよりダウンロードの上、申請してください。

<https://www.pathology.or.jp/news/210825info.html>

申請には剖検例が剖検輯報に搭載されていることが必須条件です。

1) 申請に必要な書類

- ① 日本病理学会登録施設確認申請書 1通
- ② 日本病理学会登録施設被登録承諾書 1通
- ③ 登録施設確認申請書資料 1通

〈注意〉

- ①は既に認定施設として認定されている大学の病理学講座・病理部や市中病院の病理部等が記入してください。
- ②はこれから登録を受けようとする病院が記入してください。
- ③はこれから登録を受けようとする病院の専任又は非専任の病理医が記入することが望まれます。

※①～③を一緒の封筒でお送りください

2) 申請書類提出先(郵送のみの受付)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-2-5 聖堂前ビル7階
日本病理学会事務局 登録施設申請受付係

TEL : 03-6206-9070

3) 申請締切: 2021年10月31日(日)消印有効

6. 『ステートメント: 人工知能 AI と病理医について』掲載のご案内

病理学会では以下ステートメントをHPに掲載いたしました。

<https://www.pathology.or.jp/ippan/AI-statement.html>

病理医を目指す若い人達へ

病理医は病理診断を専門とする医師です。医療において、多くの疾患は病理診断に基づいて治療がなされます。病理診断は、とても重要で、医療の基盤です。それを担う病理医は社会から求められており、その重要性は今後変わることはありません。益々重要な専門医となってくるでしょう。

しかしながら昨今AIが様々な社会インフラを置き換えはじめてきています。病理診断もAIが行うので病理医は必要がなくなる、と誤った情報が一部で流れています。日本病理学会では、将来病理医がAIを使うことがあっても、AIは病理医にとってかわるものではないことをここに明確にします。

日本病理学会

『ステートメント: 人工知能 AI と病理医について』

現在、人工知能 artificial intelligence (AI) の各業界への導入が進みつつあります。医療もAI開発のメインターゲットであり、病理診断や放射線診断の領域でも積極的な開発が行われています。病理学会としても新たな手法の導入は歓迎するものですが、一方で「病理診断はAIに置き換えられる」といった意見を聞くようになりました。病理医を目指す学生からもそのような不安の声を聞くこともあります。果たしてこの「不安の声」は正しいのでしょうか？

*病理医は「診療」と「研究」に同時に従事する特別な医師

ここで、病理医の担う役割を考えてみたいと思います。病理医は、その活動が診療である「病理診断」とともに、基礎医学である「病理学研究」の「車の両輪」に同時にまたがる、特別な医師として位置づけられます。日々の診療である病理診断を通じて患者診療に貢献しつつ、疑問に感じたことを、病理検体等を用いて研究を行います。目前の患者さんの最終診断を行うばかりでなく、その疑問や知見の蓄積を研究にも結びつけ、将来的に広く医療に貢献する新しい真理を発見する、そんな医師です。病理診断では「Doctor of doctors」として臨床医への指導も行い、意見交換を通じて臨床医とともに基礎研究を行うこともあります。研究の多くは、疾患に結びついたものであり、その新たな知見に基づいてこれまでも多くの新薬の開発が行われ、様々な疾患の治療や予後の改善等に貢献してきました。

* AI が病理医に代わることはありうるか？

さて、診療面の「病理診断」については、確かにAIの進歩は目覚ましいものがあります。ただし、現状開発されているAIは極めて狭い決められた範囲での判断のみに能力を発揮しますが、多彩な疾患を診断する病理医の役割を置き換えられるものではありません。例えば「胃がんの有無を判断する」といった単純な内容であればAIはかなり高い力を発揮するでしょう。しかし、その正確性は完全ではなく、依然として病理医による確認が必要です。胃がんも典型例だけではありません。胃には腺がんだけではなく、悪性リンパ腫など多彩な腫瘍が発生します。病理診断は2者択一で解決できるような単純なものではありません。要するに応用問題になるとAIは全く歯が立たなくなるわけです。

病理医は、臨床医とのコミュニケーションを通じて、患者さんの状態を的確に把握して、臨機応変に免疫染色や遺伝子検査などの指示を出し、その結果をもとに、患者さんの治療法を決定するような詳しい病理診断を行います。人間のからだには、がんのような腫瘍ばかりではなく、非腫瘍を含め多彩な疾患が生じますが、AIがこれらの疾患を全て正確に診断することは到底不可能です。現に米国では、病理診断を担う病理医の頭の中を俯瞰するようなAIは未来永劫に作ることはできない、という宣言まで出されています。

このようにAIが病理医の担う役割を置き換えることは、能力的に不可能なわけですが、法律面でも、「病理診断」は、

少し難しい言葉でいえば「医行為」にあたり、医師でなければ行うことができない医業ですので、AIが「病理診断」を代替することはできないのです。

*病理医は求められています（人口当たり米国の1/3以下です）。まだまだ足りません！

病理医は、臨床医と連携しつつ、疾患診断の中核として、医療チームの密なコミュニケーションのなかで医療安全に貢献しています。さらには先述した、新たな疾患の発見、その原因やメカニズムの探求を行い、より効果的な治療に繋がる研究開発も日々行っています。この点もとてもAIが代行できるものではありません。「病理医の代役」を務めるようなAIの開発は不可能です。

AIは病理診断業務の中で「見落とし防止」「労力の低減」といった「病理医をサポートするための道具」であり、現状のAIはそのような目的に限って開発されています。将来はAIの導入により、病理医のストレスが軽減され、じっくりと多面的で深い思考をめぐらせて診断を特定する病理医の仕事は、よりやりがいを感じる魅力あふれるものへと進化していくでしょう。

医学が進歩すればするほど、新たな治療法に対応する新たな疾患分類、病理診断が必要となります。がんゲノム医療が開始された現在、ゲノム医療に精通した病理医が求められ、日本病理学会では新たに分子病理専門医制度を立ち上げました。まだまだ、多くの病理医が医療現場では求められています。わが国の病理専門医数は2021年で約2,600人です。これは人口あたりでは米国の3分の1以下で、まだまだ不足しています。病理医の活躍の場は全国にあります。

病理医を目指す学生さんそして研修医や専攻医の先生方には安心して病理医になる道を選択していただきたいと思えます。

7. 令和4年度受験者 新型コロナウイルス感染拡大影響下における病理専門医研修緩和策について

昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響で病理解剖数が激減しております。これをうけ、4月13日に開催された病理専門医制度運営委員会において昨年度と同様の以下の緩和策を提案し、日本専門医機構にて承認されましたのでご案内申し上げます。

【新型コロナウイルス感染拡大影響下における病理専門医研修緩和策】

1) 令和3年度病理専門医試験新規受験者への措置と同様、令和4年度病理専門医試験新規受験者は、従来の解剖30体の受験要件を「死体解剖資格取得時に申請した20体で認める」とこととする（20体措置対象年）。

2) 旧制度で研修をしている者についても、40体必要とされる場合には30体を受験要件とする。

3) 令和4年度の専門医試験合格者については、5年後の更新までに、これまでの病理解剖10体（主執刀または指導）に加えて、新たに「剖検講習会を1回受講する」こ

ととする。なお、更新における剖検講習会の受講については、令和4年度合格者すべてに適用することとし、20体ではなく、従来の受験要件である30体をすでに経験している合格者についても、更新時までに剖検講習会を1回受講することとする。

4) 「20体措置対象年」に不合格となった場合、「20体措置解除後」の再受験申請の際は、従来の受験資格と同様、30体（死体解剖資格認定20体プラス10体）とする。

以上

参照 HP :

<https://www.pathology.or.jp/senmoni/0811.html>

8. 会員の訃報

以下の方がご逝去されました

米増 博俊 学術評議員（令和3年7月2日ご逝去）

長嶋 和郎 名誉会員（令和3年7月21日ご逝去）

林 逸郎 元学術評議員（令和3年8月18日ご逝去）

お知らせ

1. 【周知依頼】「プリオン病感染予防ガイドライン（2020年版）」について

標記の件につき、厚生労働省医政局地域医療計画課長並びに健康局難病対策課長より、周知依頼がありました。

関連 URL は下記の通りです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/nanbyou_enchou_00006.html

2. 【周知依頼】「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針」の一部改正について

標記の件につき、文部科学省研究振興課長、厚生労働省子ども家庭局長並びに健康局長より、周知依頼がありました。

関連 URL は下記の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

3. 令和3年度「医科器械史研究賞」について

標記の件につきまして、詳細は下記ホームページをご確認ください。

<http://www.jsmi.gr.jp/>

問い合わせ先：

一般社団法人日本医療機器学会内

一般財団法人日本医科器械資料保存協会

〒113-0033 東京都文京区本郷3-39-15

TEL：03-3813-1062